

一般社団法人 森林技術コンサルタンツ協議会 表彰規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会(以下「協議会」という。)は本規程の定めるところにより、森林技術に関連したコンサルタント業務(以下「森林技術コンサルタント業務」という。)の中で、優れた成績及び功績を収めた法人及び技術者を表彰することにより、技術の向上及び円滑な事業の推進に資することとする。

(優秀賞表彰基準)

第2条 優秀賞表彰基準は、次のいずれの条件も満たしていること。

- (1)業務成績評定及び技術者評定(管理技術者)において、いずれも優秀(80点を目安とする。)であること。
- (2)次のいずれか一つに該当すること。
 - ①森林技術コンサルタント業務の発展に顕著な功績又は貢献のあった者
 - ②森林技術コンサルタント業務に関し、特に有益な発明・改良等技術の開発向上に功績のあった者
 - ③防災ボランティア、森林整備・緑化活動等森林・林業社会貢献活動に功績のあった者

(優秀賞表彰の適用除外)

第3条 前条に係わらず前々年度から当該年度までにおいて、次の条件に該当する場合は優秀賞表彰の適用除外とする。

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条(一般競争に参加させることができない者)及び第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当している場合。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当するため、除く。
- ②会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている場合。
- ③契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている場合。
- ④すべての業務のうち、業務成績評定に不合格点がある場合。
- ⑤その他不適切な事項がある場合。

(優秀賞の申請)

第4条 第2条に該当する法人は、入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）を単位として、毎年、協議会会長に優秀賞の申請をすることができる。

(優秀賞の選考)

第5条 協議会会長は、表彰選考委員会を設け、第2条により申請があった中から、公正かつ適正に優秀賞を選考する。なお、選考方法、選考委員会名簿は別途定める。

2 表彰選考委員会の委員は、協議会会長が委嘱する。

(優秀賞の表彰を行う者)

第6条 優秀賞の表彰は、協議会会長が行う。

(林野庁長官賞の受賞申請)

第7条 協議会会長は協議会の優秀賞に関わる業務について当該法人及び技術者(管理技術者)を林野庁長官賞として受賞方を申請するものとする。

付則

この規程は、平成29年5月26日から適用する。

一般社団法人 森林技術コンサルタント協議会 表彰規程の細則

1. 優秀賞の申請ができる対象業務と業務規模

- ①林野庁関係、都道府県及び市町村からの受注業務とする。
- ②契約金額 100 万円以上とする。

2. 優秀賞の申請の提出期限と該当業務

- ①提出期限は毎年 9 月末とする。
- ②該当業務は提出期限の前年度における実施業務とする。

3. 優秀賞の申請に当たっての提出書類

- ①申請書（様式は別紙のとおり）
- ②業務成績評定及び技術者評定（管理技術者）の写し
- ③当該業務のテクリス「登録内容確認書」及び契約書の写し

4. 優秀賞の申請件数

入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）は 1 件を限度として優秀賞の申請をすることができる。

5. 選考委員会の委員の選考及び委員数

委員は学識経験者等から選考することとし、委員数は若干名とする。

6. 優秀賞の選考方法

優秀賞の選考は、全国を 7 ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿・中国、四国、九州）に区分し、ブロックごとに選考する。

ブロック区分は、入札・契約行為ができる事業所等(支店、営業所等)の所在地にとらわれず、実施業務の所在地の区分とする。

（ブロック区分別都道府県名）

北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
関東ブロック	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東 京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、
中部ブロック	富山県、長野県、岐阜県、愛知県、

近畿・中国ブロック 石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫
県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広
島県、山口県、
四国ブロック 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、
九州ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児
島
県、沖縄県、

7. 「第3条④すべての業務」の範囲

入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）に係わる「すべての業務」とする。

8. 法人及び技術者の表彰対象者

優秀賞は法人及び技術者(管理技術者)をそれぞれ表彰する。

林野庁長官賞受賞の申請は業務ごとに法人及び技術者(管理技術者)を一括して行うこととする。

9. 林野庁長官受賞の申請

選考された優秀賞を林野庁長官賞受賞に申請するものとする。

付則

この細則は、平成29年5月26日から適用する。

平成 30 年 7 月 9 日

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程に基づく
優秀賞受賞候補の申請について

平成 30 年度森林技術コンサルタンツ協議会総会(平成 30 年 5 月 22 日開催)において承認されました事業計画に基づき、「平成 29 年度の森林技術コンサルタント業務」の優秀賞受賞候補の募集を行いますので、表彰規程、同細則に基づき、下記により表彰業務申請書を作成し、9 月末までに提出をお願いします。

記

1. 優秀賞受賞候補の申請について

(1) 申請対象業務は平成 29 年度に業務完了した森林技術コンサルタント業務であること。

(注)表彰規程第 1 条の「森林技術コンサルタント業務」とは森林管理局、森林管理署のコンサルタント業務及び都道府県・市町村の林務関係が発注する森林コンサルタント業務を対象としている。このことから評定点がある業務であれば林野測量、森林調査も対象にしている。

なお、業務が森林コンサルタント業務に該当するかどうか判断が困難な場合は、事前にご相談願います。

(2) 本通知は本社のみを送付していますので、必要に応じて会社が定めている入札・契約行為ができる事業所等(支店、営業所等)に配布願います

(3) 表彰業務申請書は本社又は会社が定めている入札・契約行為ができる事業所等(支店、営業所等)毎に作成し、本社が取り纏めて書類で提出願います。

2. 申請に当たっての提出書類

(1) 表彰業務申請書(様式は別紙のとおり)

(2) 業務成績評定及び技術者評定(管理技術者)の写し

(3) 当該業務のテクリス「登録内容確認書」及び契約書(受注者名、請負代金の判読できる個所)の写し

(4) 功績調書に関連するエビデンス、補強するような資料があればその写し

なお、(1)の表彰業務申請書は PDF 等にはせず、エクセルの様式のみでメール(E-mail. yamaguchi@shin-con.jp)で提出願います。

連絡先 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会(担当:山口)

TEL 03-6737-1236

FAX 03-6737-1237

E-mail. yamaguchi@shin-con.jp

記入要領

- (1)表彰規程第2条の「業務成績評定及び技術者評定(管理技術者)の80点を目安とする。」としているが、ブロック別に選考することとしていることもあり、80点に満たない場合でも申請は受理することとしている。
- (2)発注機関名は契約相手機関であり、例えば、〇〇森林管理局〇〇森林管理署、〇〇県〇〇振興局(事務所)と記入すること。
- (3)功績調書については、最近、取り組んだ事項として、日頃研鑽していることについて幅広くとらえて些細な事でも積極的に記入して下さい。また、申請事業所等の独自のものでも、法人全体のものでも結構です。
- ア)功績調書(1)の「森林コンサルタント業務の発展に顕著な功績又は貢献のあった者」については、法人の功績又は貢献として①困難な業務への取り組み、対応、②災害等への取り組み、対応、③業界への貢献等。
- イ)功績調書(2)の「森林コンサルタント業務に関し、特に有益な発明・改良等技術の開発向上に功績のあった者」については、①システム開発・改良、②設計技術の向上、③業務の振興の推進・普及、④研究発表会での発表、⑤職場及び現場業務での提言、⑥現場での安全管理への取り組み等。
- ウ)功績調書(3)の「防災ボランティア、森林整備・緑化活動等森林・林業社会貢献活動に貢献」については、①国有林防災ボランティアに関する協定に基づく協力、②林野防災活動への自主的な取り組み、③森林整備・緑化活動への自主的な取り組み、④公共工事(森林土木等)の円滑な実施のための地域における奉仕活動等への自主的な取り組み等。

別紙

表彰業務申請書

法人名

申請日

年

月

日

業務名			
発注機関名	(ブロック名)		
請負金額	円		
工期	西暦	年	月 日 ~ 年 月 日
受託者事業所名			
管理技術者		資格	
主な業務の内容	(契約書に記載されている事業内容及び数量を記載)		
業務概要 (取りまとめに配慮した重点事項)	(300字以内で記載)		
業務成績評価	点		
技術者(管理技術者)評価	点		
功績調書			
(1)森林コンサルタント業務の発展に顕著な功績又は貢献			
(2)森林コンサルタント業務に関し、特に有益な発明・改良等技術の開発の向上に貢献			
(3)防災ボランティア、森林整備・緑化活動等森林・林業社会貢献活動に貢献			

注:記入要領による